

提出書類一覧

書類の種類別	様式	運営協議会	運輸支局
運営協議会協議申請書		○	
自家用有償旅客運送登録申請書	第2-1号	○	○
自家用有償旅客運送更新登録申請書	第2-2号	○※1	○※1
自家用有償旅客運送変更登録申請書	第2-3号	○※1	○※1
自家用有償旅客運送登録事項変更届出書	第2-4号		○※1
運送しようとする旅客の名簿	参考イ、参考ロ	○	○
福祉有償運送の対象とする確認チェックシート		△	
定款又は寄付行為<写し>		○	○
登記事項証明書		○	○
役員の名簿		○	○
自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類:自動車検査証<写し>		○	○
ボランティア個人の持込み自動車の使用権原に関する契約書等【持込み車両の場合】		△	△
宣誓書(第79条の4第1~4号までのいずれにも該当しない旨を証する書類)	第3号	○	○
運営協議会においての協議が調ったことを証する書類	第2-5号		※2
旅客から収受する対価一覧		○	○
運転者等就任承諾書兼就任予定運転者名簿	第4号	○	○
運転免許証(表裏とも)<写し>		○	○
無事故・無違反証明書または運転記録証明書【更新・再交付等により、免許証の裏面では「2年間の免許停止期間の有無」が確認できない場合(ただし、優良免許(ゴールド免許)は除く】		△	△
講習修了を証する書類<写し>		○	○
運行管理の責任者の就任承諾書	第5号	○	○
運行管理者資格証又は安全運転管理者証等<写し>【5両以上の車両を配置する事業所の場合】		△	
運行管理の体制等を記載した書類	第6号	○	○
運行管理マニュアル		○	
旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書面:保険証書等<写し>		○	○
任意保険に係る確認書		○	○
任意保険に係る宣誓書【保険証書等の写しが添付できない場合】	第7号	△	△
登録証【更新登録、変更登録、登録事項変更届出の場合】	第8号	△	△
点呼実施表	参考ハ	※3	
乗務記録	参考ニ	※3	
運転者台帳	参考ホ	※3	
運転者証	参考ヘ	※3	
事故記録	参考ト	※3	
苦情処理簿	参考チ	※3	

※1 申請内容により必要書類は異なります。

※2 運営協議会での協議が調った後に、米原市が発出します。

※3 新規申請の場合は、事業開始以降に使用するものであり、運営協議会提出時は必要ありません。

【運輸支局提出先】

〒524-0104 守山市木浜町2298-5

近畿運輸局 滋賀運輸支局 企画輸送・監査部門 電話 077-585-7253

以下、提出書類となります。

年 月 日

米原市福祉有償運送運営協議会
主宰者 米原市長 様

名称
住所
代表者職氏名

印

自家用有償旅客運送の登録にかかる申請について

このことにつきまして、自家用有償旅客運送を行いたいので、貴会にて道路運送法の規定に基づきご協議いただきますよう、関係書類を添えて申請します。

記

申請者

名称	
住所	
代表者・職・氏名	
連絡先	
協議事項 (該当に○)	新規登録 ・ 更新登録 ・ 変更登録

年 月 日

近畿運輸局 滋賀運輸支局長 殿

名 称
住 所
代表者の氏名

自家用有償旅客運送の登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録を受けたいので、道路運送法第 79 条の 2 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

2. 自家用有償旅客運送の種別

3. 運送の区域

区 域	備 考

4. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置

5. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有区分	バス (乗車定員11人以上)	普通自動車 (乗車定員10人以下)	合計 (軽)
	所有		()	()
	持込		()	()
	合計		()	()

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事務所の名称	所有区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合計 (軽)
	所有	()	()	()	()	()	()
	持込	()	()	()	()	()	()
	合計	()	()	()	()	()	()

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

6. 運送しようとする旅客の範囲

公共交通空白 地有償運送	
福祉 有償 輸送	イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
	ロ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
	ハ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
	ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

7. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (3) 運営協議会において協議が調ったことを証する書類
- (4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (9) 損害賠償措置
- (10) 運送しようとする旅客の名簿

年 月 日

近畿運輸局 滋賀運輸支局長 殿

名 称
住 所
代表者の氏名

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

2. 登録番号

3. 自家用有償旅客運送の種別

4. 運送の区域

運送の区域	備 考

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有区分	バス (乗車定員11人以上)	普通自動車 (乗車定員10人以下)	合計
	所有		()	
	持込		()	
	合計		()	

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事務所の名称	所有区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合計 (軽)
	所有	()	()	()	()	()	()
	持込	()	()	()	()	()	()
	合計	()	()	()	()	()	()

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

公共交通空白 地有償運送		
福祉 有償 輸送	イ	身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
	ロ	介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
	ハ	介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
	ニ	その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

8. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (3) 運営協議会において協議が調ったことを証する書類
- (4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (9) 損害賠償措置
- (10) 運送しようとする旅客の名簿
- (11) 登録証

年 月 日

近畿運輸局 滋賀運輸支局長 殿

名 称
住 所
代表者の氏名

自家用有償旅客運送の変更登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録事項の変更を行いたいので、道路運送法第 79 条の 7 及び同法施行規則第 51 条の 11 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

2. 登録番号

3. 自家用有償旅客運送の種別

4. 変更しようとする事項

(1) 自家用有償旅客運送の種別の変更

新	旧

(2) 運送の区域の変更

新	旧

5. 変更予定期日

年 月 日

年 月 日

近畿運輸局 滋賀運輸支局長 殿

名 称
住 所
代表者の氏名

自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書

このたび、自家用有償旅客運送の登録事項のうち軽微な事項の変更を行いましたので、道路運送法第 79 条の 7 及び同法施行規則第 51 条の 13 の規定に基づき、下記のとおり届出致します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名
2. 登録番号
3. 自家用有償旅客運送の種別
4. 変更した事項

(1) 名称、住所、代表者の氏名

	新	旧
法人の名称		
住 所		
代表者の氏名		

(2) 自家用有償旅客運送の種別

(公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送のうちいずれかを行わないこととする場合に限る)

新	旧

(3) 運送の区域（減少する場合に限る）

新	旧

(4) 事務所の名称及び位置

事務所	新	旧
名称		
位置		

(5) 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称		所有区分	バス (乗車定員11人以上)	普通自動車 (乗車定員10人以下)	合計 (軽)
新		所有		()	()
		持込		()	()
		合計		()	()
旧		所有		()	()
		持込		()	()
		合計		()	()

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事務所の名称		所有区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合計 (軽)
新		所有	()	()	()	()	()	()
		持込	()	()	()	()	()	()
		合計	()	()	()	()	()	()
旧		所有	()	()	()	()	()	()
		持込	()	()	()	()	()	()
		合計	()	()	()	()	()	()

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

(6) 運送しようとする旅客の範囲

公共交通空白地有償運送

新	旧

福祉有償運送

		新	旧
福祉	身体障害者		
	要介護認定者		
	要支援認定者		
	その他		

行うものに○を付すものとする。

5. 変更をした日

年 月 日

旅 客 の 名 簿

(福祉有償運送用)

自家用有償旅客運送者の名称

--

番号	氏 名	住 所	入会年月日	運送を必要とする理由				備考
				イ	ロ	ハ	ニ	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

イ… 身体障害者

ロ… 要介護認定者

ハ… 要支援認定者

ニ… その他（肢体不自由、内部障害、精神障害、その他の障害）

身体状況等、態様ごとの会員数

自家用有償旅客運送者の名称

--

身体障害者		人数	その他の障害を有する者		人数
	6 級		知的障害者	軽度	
	5 級			中度	
	4 級			重度	
	3 級				
	2 級				
	1 級				
合計			精神障害者		
要支援認定者	人数			3 級	
	要支援 1			2 級	
	要支援 2			1 級	
合計			診断書		
要介護認定者	人数		その他	肢体不自由者	
	要介護 1			内部障害	
	要介護 2			その他	
	要介護 3				
	要介護 4				
	要介護 5				
合計			合計		
総合計					

福祉有償運送の対象とする確認チェックシート

年 月 日

利用者番号		自家用有償旅客運送者の名称 ()			
福祉有償運送を必要とする理由	ハ	要支援 1		要支援 2	
	ニ	肢体不自由	人工透析	知的障害	精神障害
		その他障害 ()			

	項 目	移動を困難とする具体的状況	該当に○
1	座位保持	移動する車や電車の中で一人で座位を保持することが困難	
2	立位保持	10分以上一人で立っていることが困難	
3	単独歩行	10分以上一人で歩くことが困難	
4	単独乗降	一人で車を乗り降りすることが困難	
5	外出準備	一人で外出を準備することが困難	
6	金銭授受	一人で料金の支払いを行うことが困難	
7	視覚障害	10m先の車を見分けることが困難	
8	意思伝達	自分の意思を伝えることが困難	
9	被害妄想	物を盗られたなどと被害妄想的になることがある	
10	幻聴幻覚	実際にはないものが見えたり聞こえたりすることがある	
11	暴行暴言	理由なく他人に暴力を振るったり暴言をはくことがある	
12	大声・奇声	理由なく大声をあげたり奇声を発したりすることがある	
13	強いこだわり	特定の物や人や行動パターンに対する強いこだわりがある	
14	多動・行動停止	突然動きまわったり全く動かなくなったりすることがある	
15	パニック	突然大声で泣き叫んだり暴れたりすることがある	
16	自傷行為	自分をたたいたり傷つけたりすることがある	
17	破壊行為	むやみに物を触ったり叩いたり壊したりすることがある	
18	対面緊張	他人に対する不安や緊張が強い	
19	てんかん発作	てんかん発作を起こすことがある	
20	嘔吐・出血	嘔吐・出血・めまいなどが頻繁に起こる	
21	その他		

福祉有償運送に係る自家用自動車の使用に関する契約書
(例)

〇〇法人〇〇〇〇（以下「甲」という。）は、持ち込み運転者（以下「乙」という。）またはその同居親族が提供する自家用自動車の使用にあたって、乙との間に次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第1条 この契約は、甲が行う自家用有償旅客運送（以下「福祉有償運送」）について、乙またはその同居親族が所有する自家用自動車の提供および使用に関して必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この契約書における用語の意義は次のとおりとする。

① 持ち込み運転者

：福祉有償運送に係る運転者の要件を満たした者であり、かつ自らの自家用自動車を提供して甲が行う福祉有償運送の運転者として登録する者

② 利用会員

：道路運送法施行規則第49条第3号に規定する移動制約者であって、甲が行う福祉有償運送の会員として登録する者

（事故等の対応）

第3条 甲は、乙を提供した自家用自動車を使用して行う有償運送事業の管理および運営、特に事故発生、苦情等への対応について、運行管理マニュアルに基づき責任を負うものとする。

2 福祉有償運送の運転中の事故等に伴う事故の相手方と利用会員への補償については、提供車両にかけられている自賠責保険、任意保険、および甲が加入する傷害保険等を利用する。

3 乙が提供する自家用自動車は、対人無制限、対物200万円以上の任意保険もしくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る）に加入していることを要する。

（使用期間）

第4条 契約期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

2 前項の期間満了後も双方異議のない場合には、更に1年間の期間延長ができるものとする。

3 使用期間中であっても、甲および乙の都合により契約解約が必要な場合はこの限りではない。

4 解約の申し出は、解約する日の1カ月以上前とする。

（その他）

第5条 この契約に定めのない事項または疑義を生じた事項については、甲と乙が協議の上、これを定める。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 〇〇法人〇〇〇〇
住 所
代表者 理事長 〇〇 〇〇 (印)

乙 住 所
氏 名 (印)

（使用する車両の所有者が、持ち込み運転者の同居親族である場合、以下に記載）

車両所有者 住 所
氏 名 (印)

年 月 日

申請者 ○○○○ 様

運営協議会において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり運営協議会を開催し、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要であるとの合意に至ったので、その旨証明します。

記

- 1 自家用有償旅客運送の種別
福祉有償運送
- 2 運営協議会の名称及び対象市町村
(名称)
米原市福祉有償運送運営協議会

(対象市町村)
米原市
- 3 運営協議会にて合意に至った年月日
- 4 運送主体の名称、住所、代表者の氏名
- 5 合意の内容
(1) 運送の区域

(2) 旅客から収受する対価 (対価の内容を添付すること)
- 6 その他特記事項

年 月 日

米原市福祉有償運送運営協議会 主宰者

米 原 市 長 ○ ○ ○ ○ 印

旅客から収受する対価一覧

(例)

1 運送の対価

【適用する区域】

米原市

【対価の設定方法】

① 距離制

初乗り走行〇〇km まで、〇〇円。以後、〇〇km 単位ごとに、〇〇円。

② 時間制

初乗り走行〇〇分当たり、〇〇円。以後、〇〇分 単位ごとに、〇〇円。

③ 定額制

走行1回につき、〇〇円
〇〇市まで、〇〇円。

【適用方法】

① 距離制

起点：乗車地点 終点：降車地点

② 時間制

起点：乗車時 終点：降車時

2 運送の対価以外の対価

- ・ 待機料金
- ・ 介助料
- ・ キャンセル料
- ・ その他の料金

近畿運輸局 滋賀運輸支局長 殿

宣 誓 書

当法人における役員の全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

年 月 日

名 称
住 所
代表者の氏名

運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者（ ）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	運転免許の種類	
			区 分	種 類
1				種
2				種
3				種
4				種
5				種
6				種
7				種
8				種

- ※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び1種・2種）を記載すること。
- ※ 第2種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- ※ 福祉輸送を行うにあたり福祉自動車以外を使用して行う場合にあつては、施行規則第51条の16第3項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

乗務者の就任承諾書 兼 就任予定乗務者名簿【福祉輸送を行う場合】

申請者（ ）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その乗務する者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	資格の種類
1			
2			
3			

- ※ 施行規則第51条の16第3項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

セダン型等の自動車を使用して、福祉輸送を行う場合であつて、施行規則第51条の16第3項に規定する要件を備えない運転者が乗務する場合にあつては当該要件を備えた者を乗務させることが必要。

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者（ ）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

年 月 日

住 所
氏 名

※ 乗車定員11以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運送の主体（申請者名）	
-------------	--

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（ ）

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

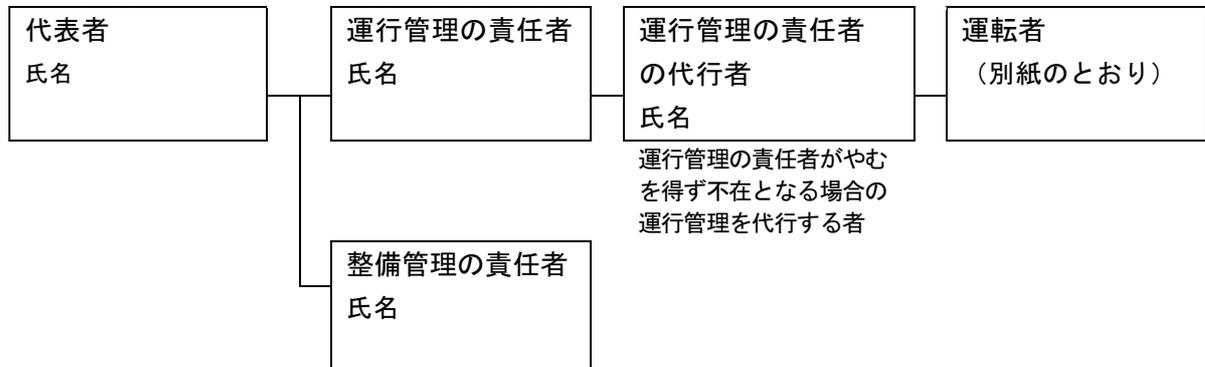
No	氏 名	住 所	資格の種類	委託
1				
2				
3				

- 乗車定員 11 人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員 10 人以下の車両を 5 両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第 5 1 条の 17 第 2 項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法 23 条第 1 項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 市町村運営有償運送にあつて運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。

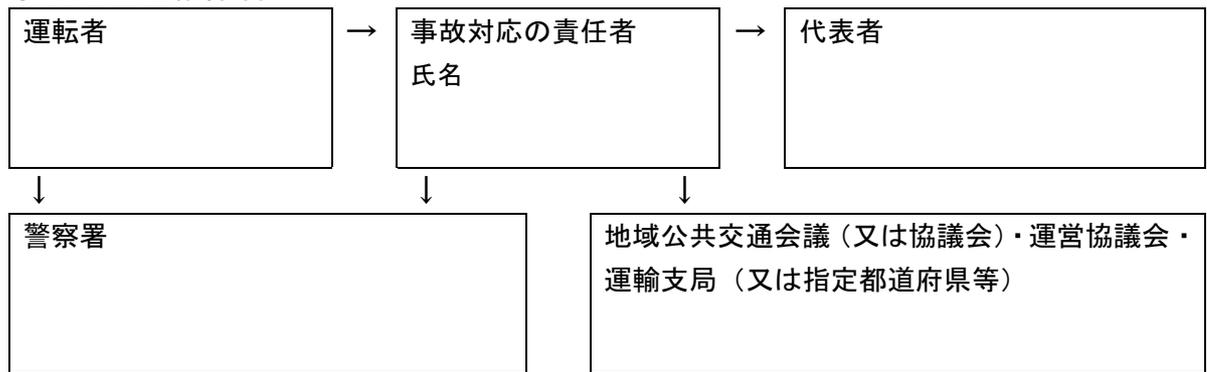
(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏 名	住 所
1		
2		
3		

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制



運行管理マニュアル

(例)

【目的】

このマニュアルは、〇〇法人〇〇〇〇が実施する福祉有償運送の運行管理に関する基本的な事項を定め、安全運行の確立を図ることを目的とする。

【組織】

運行管理業務および整備管理業務を誠実かつ確実に遂行するために、運行管理の責任者および整備管理の責任者を定める。

運行管理の責任者 ○ ○ ○ ○ (有する資格等)

整備管理の責任者 ○ ○ ○ ○ (有する資格等)

【運転者】

運転者は、以下の点を考慮して十分な能力および経験を有すると認められる①または②の要件を満たす者とする。

- ・ 運転暦〇年以上
 - ・ 満年齢〇歳以下
 - ・ 自動車事故対策機構等が実施する適性診断を受診し、運転に関し特に支障が認められないこと
- ① 普通第二種免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者
- ② 普通第一種免許を受けており、かつ、その効力が過去2年以内において停止されていない者であって、国土交通大臣が認定する講習を修了している者

【運行管理業務】

(1) 点呼

運行管理の責任者は、運転者に対して、乗務の開始前に原則対面で点呼を実施し、疾病・疲労・飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、必要な指示を与える。

また、その内容を運転者ごとに記録し、1年間保存する。

(2) 乗務記録

運転者は、乗務終了後速やかに乗務記録を作成し、運行管理者の責任者に報告する。

<記載事項>

- ・ 日時
- ・ 運転者の氏名
- ・ 自動車登録番号
- ・ 利用者の氏名
- ・ 発地および着地、主な経過地点
- ・ 運送に要した時間および運行距離
- ・ 收受した対価
- ・ 事故、著しい遅延、その他異常な状態が発生した場合の概要および原因

運行管理の責任者は、その記録を1年間保存する。

(3) 研修および指導監督

運行管理の責任者は、事故を起こした運転手には適性診断を受けさせるなど安全運転に関する意識の徹底を図るとともに、整備管理の責任者と協力をして、輸送の安全と利用者の利便確保のために必要な措置を講じ、また必要な指導監督を行うなど誠実にその任務を遂行するよう努める。

【整備管理業務】

(1) 日常点検

整備管理の責任者は、自動車の安全運行を確保するため、乗務の開始前に日常点検を実施する。やむを得ない場合には、乗務する運転者自らが責任を持って実施する。

(2) 定期点検整備

整備管理の責任者は、自動車の安全運行の確保と経済的使用を図るため、6ヶ月ごとに定期点検整備を行う。

(3) 点検整備の記録および保管管理

点検整備の実施結果は、適切に管理保存する。

【事故に関する対応】

(1) 事故発生時の対応についての教育指導

運転者は、運送中に万一事故が発生した場合には、次のとおり対応することとする。

- ① 事故の続発を防ぐための処置を講じる。
- ② 死傷者のあるときには、速やかに応急手当その他の必要な措置を講じる。
- ③ 警察署に報告し、指示を受ける。
- ④ 運行管理の責任者に緊急連絡をして指示を受ける。

運行管理の責任者は、上記の対応事項について、日頃から運転者に周知徹底を図るよう努めるとともに、必要に応じ、緊急救命措置の研修等を行う。

(2) 事故発生時の対応

運行管理の責任者は、運転者その他の者から事故が発生した旨の連絡を受けたときは、次のとおり対応することとする。

- ① 直ちに事故の続発防止、負傷者の救急等所要の措置を講じるよう指示する。
- ② 軽微な事故を除き必ず現場に急行し、発生状況等原因を調査する。
- ③ できる限り目撃者、相手方の意見を聴取する。
- ④ 把握した事故の状況等を記録し、2年間保存する。

<記録事項>

- ・ 発生日時、場所
 - ・ 運転者の氏名
 - ・ 自動車の登録番号
 - ・ 事故の当事者（運転者を除く）の氏名、連絡先等
 - ・ 事故の概要（損害の程度等）
 - ・ 原因
 - ・ 再発防止策
- ⑤ ○○市に報告し、必要な指示を受ける。

【苦情に関する対応】

運行管理の責任者は、利用者等からの苦情を受けたときは、遅滞無く、内容を調査し、改善に向けた対応を図るとともに、その結果を利用者に弁明する。

また、対応者等を明らかにした記録を作成し、1年間保存する。

<記録事項>

- ・ 苦情の内容
- ・ 原因究明の結果
- ・ 弁明の内容
- ・ 改善措置

近畿運輸局 滋賀運輸支局長 殿

確 認 書

本申請にかかる使用車両について、道路運送法施行規則第51条の22及び国土交通省告示第1171号に定める基準に適合する任意保険若しくは共済に加入していること及び福祉有償運送中の事故に対して補償できる任意保険若しくは共済として保険会社等に確認済みであることを申し添えます。

年 月 日

名 称
住 所
代表者の氏名

(契約申込書の写し、見積書の写しが添付できない場合は以下の宣誓書を添付する)

様式第7号

近畿運輸局 滋賀運輸支局長 殿

宣 誓 書

道路運送法第79条の登録を受けた時は、速やかに以下のとおり損害を賠償するための措置を講ずることを誓約します。

記

保険（共済）の種類	補償金額
対人保険（共済）	（無制限・万円）
対物保険（共済）	（無制限・万円）

年 月 日

名 称
住 所
代表者の氏名

自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の3の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

1. 登録番号
2. 登録の有効期間
3. 名称、住所、代表者の氏名
4. 自家用有償旅客運送の種別
5. 路線又は運送の区域
6. 登録に付す条件

年 月 日

近畿運輸局 滋賀運輸支局長 ○○ ○○